

(様式2)  
 処分基準(不利益処分関係)

	担当課	河川課	検索番号
法令名	河川法	根拠条項	第68条第2項
不利益処分	工事原因者に対する附帯工事の費用の負担命令		
<p>(根拠規定)</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合及び第95条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等おける処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達)六</p> <p>(5)第68条第2項(負担工事の原因者負担金)の処分基準の策定について</p> <p>第68条第1項の附帯工事に関する費用について、当該附帯工事の原因となつた河川工事が他の工事又は他の行為により必要を生じた場合には、河川法第18条及び前条の処分基準の例によること。</p> <p>(その他)</p>			